

令和6年度 学校いじめ防止基本方針



川崎市立菅生小学校

川崎市立菅生小学校いじめ防止基本方針

1. 令和6年度 学校経営計画

- 教育基本法
- 学校教育法等関係法令
- 学習指導要領
- 第2次川崎市教育振興基本計画
かわさき教育プラン
(第3期実施計画)

学校教育目標

- 明るく元気でたくましい子
- よく考え進んで創造する子
- 豊かな心で力を合わせる子

- 地域の実態
- 児童の実態
- 保護者の願い
- 教職員の願い

かわさきキャリア在り方生き方教育

めざす学校像 「菅生文化の継承・創造」

【重点目標】

- 明るく元気でたくましい子
〈挨拶・笑顔〉

- よく考え進んで創造する子
〈熟考・振り返り〉

- 豊かな心で力を合わせる子
〈アンテナ・ハーモニー〉

【学校経営の方針と具体的な取り組み】

(1) 「笑顔・挨拶」

- ① 教職員や児童会活動による「あいさつ運動」の実施
- ② 川崎 きらきらチャレンジの取組
- ③ 教職員も子どもも笑顔で授業

(2) 「熟考・振り返り」

- ① 子ども主体の係・委員会・実行委員会
- ② 子どもが創る異学年集会
- ③ 子どもが学びを創る「全員参加の学習」の研究

(3) 「アンテナ・ハーモニー」

- ① 合わせる喜びを感じる音楽集会・音楽学習発表会
- ② いじめ未然防止と起こったときの早期解決
- ③ 困っている人を見逃さない学級経営

(4) 「喫緊の教育課題」

- ① 市制100周年 e-ネ川崎サミット・花いっぱい運動
- ② 不登校(傾向)の児童への対応
- ③ 個別最適な学びと協働的な学びの実現

(5) 「地域・保護者連携」

- ① 平瀬川、飛森谷戸の自然を生かした総合的な学習の時間の見直し
- ② 菅生神社の例大祭等、地域行事への積極的な参加
- ③ 学校運営協議会・学校評価アンケートの充実

2. 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために策定します。

3. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4. 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にされた授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につかせます。

④ 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合は状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、および児童生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事業に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた児童生徒への支援

- もっとも信頼関係ができていない教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の児童生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかったことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。

- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解決するまで学校が主体性を発揮し、解決後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5. 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態とといいます。

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6. 令和6年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】

校長、教頭、総括教諭、教務主任

学年主任（1年）（2年）（3年）（4年）（5年）（6年）（支援級）

支援教育コーディネーター・支援教育主任（支援教育C○）、

教育相談担当（教頭、教務、総括教諭、養護教諭、支援教育C○）

学校巡回カウンセラー（月1～2回来校）（学校巡回カウンセラー）、

スクールソーシャルワーカー等外部機関（要請による派遣）

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・（教頭）
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（支援教育C○）
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（教務）
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（支援教育C○）
- ・道徳教育との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（道徳主任）
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（教頭）

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（支援教育C○）
 - 1年・・・・・・・・・・・・（学年主任）
 - 2年・・・・・・・・・・・・（学年主任）
 - 3年・・・・・・・・・・・・（学年主任）
 - 4年・・・・・・・・・・・・（学年主任）
 - 5年・・・・・・・・・・・・（学年主任）
 - 6年・・・・・・・・・・・・（学年主任）
 - 支援級・・・・・・・・・・・・（支援級主任）
 - 支援教育部・・・・・・・・・・・・（支援教育C○）
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（支援教育C○）
- ・学校巡回カウンセラーとの連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（支援教育C○）

【児童・保護者・地域との連携】

- ・児童会活動との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（児童会主任）
- ・PTAとの連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（教務主任）
- ・地域教育会議との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（教務主任）

【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（教頭）
- ・児童相談所との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（教頭）

7. 令和6年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容 (校内いじめ防止対策会議・児童生徒指導部会・職員会議等)
4	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針・重点目標の確認 ・構成員の確認・役割分担 ・年間指導計画確認 ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修 ・かわさき共生＊共育プログラムの年間計画 ・教育相談週間の実施（懇談会①） ・支援教育部会、職員会、打ち合わせ後の児童理解、教育相談日
5	<ul style="list-style-type: none"> ・前学年時の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認（全職員） ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・ケース会議等の必要性の協議 ・共生＊共育プログラム実施 ・支援教育部会、職員会、打ち合わせ後の児童理解、教育相談日 ・学年（学級）目標の設定時における「共生の意識」の具現化
6	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校生活アンケート実施①に向けた内容検討・実施・集約と結果を受けての対応について ・いじめ防止についての職員研修の実施 ・CAP講習の実施 ・第1回 共生＊共育プログラム効果測定の実施と集計 ・【児童生徒指導点検強化月間】の取組 （いじめ防止標語の募集（児童会）・呼びかけ等 ・アンケート結果分析・対策会議） ・支援教育部会、職員会、打ち合わせ後の児童理解、教育相談日
7	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・教育相談週間の実施（個人面談①） ・夏休み期間中の対応確認 ・支援教育部会、職員会、打ち合わせ後の児童理解、教育相談日
8	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・共生＊共育プログラム効果測定についての職員研修の実施 ・職員会、打ち合わせ後の児童理解、教育相談日
9	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認 ・支援教育部会、職員会、打ち合わせ後の児童理解、教育相談日
10	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・支援教育部会、職員会、打ち合わせ後の児童理解、教育相談日
11	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・子どもの権利週間に伴う人権教育の実践 ・学校生活アンケート実施②集約と結果を受けての対応について（指導支援経過の振り返り） ・支援教育部会、職員会、打ち合わせ後の児童理解、教育相談日
12	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第2回 共生＊共育プログラム効果測定の実施と集計 ・教育相談週間の実施（個人面談②）

	・ 支援教育部会、職員会、打ち合わせ後の児童理解、教育相談日
1	・ 各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・ 今年度の反省→学校評価への反映 ・ 支援教育部会、職員会、打ち合わせ後の児童理解、教育相談日
2	・ 各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・ いじめ防止「ピンクシャツデー」キャンペーンの実施 【学校体制振り返り月間】の取組 ・ 支援教育部会、職員会、打ち合わせ後の児童理解、教育相談日
3	・ 各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・ 来年度に向けての基本方針の見直し ・ 支援教育部会、職員会、打ち合わせ後の児童理解、教育相談日

◎本校のいじめ防止に向けた取組

児童の自主的な取組

- ・ 学年（学級）目標の自主的な設定時における「共生の意識」の具現化
- ・ 自主的なあいさつ運動
- ・ 児童朝会・集会での呼びかけ、ポスター、標語

[交流活動の活性化]

- ・ 異学年交流でのふれあい
- ・ 児童朝会や音楽朝会などを通しての豊かな心の育成
- ・ ふれあいを主とした児童集会の企画運営
- ・ 地域行事などへ積極的な参加による交流活動
- ・ 幼保小連携活動、小中連携活動（体験入学交流）

[啓発活動]

- ・ いじめ防止標語やポスターの作成、いじめ撲滅のキャンペーンの実施
- ・ 児童会による年間スローガンの設定、掲示
- ・ いじめ防止「ピンクシャツデー」キャンペーンへの参加

保護者の取組（PTA 活動）

- ・ 広報誌での呼びかけ
- ・ 学習活動ボランティア

地域住民の取組

- ・ 地域での見守り活動